

社会福祉協議会による貸付制度のご案内

社会福祉協議会では新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業等により生活に困窮された方(世帯)に対して生活費等の資金の貸付を行っています。**新型コロナウイルス感染防止のため、申請については原則、郵送での対応とさせていただきます。**

総合支援資金(特例貸付)

○貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ただし生活保護世帯、すでに本人又は本人以外の世帯員が本貸付を受けている方、暴力団員(世帯員含む)、自己破産手続中の方等は貸付対象外

○貸付限度額 ※原則として3ヶ月以内

・単身世帯:月15万円 ・複数世帯:月20万円

○貸付方法(条件)

- (1)据置期間(返済猶予期間):令和5年12月末迄
- (2)償還期限(返済期間):据置期間経過後10年以内
- (3)貸付利子:無利子 ※ただし、償還期限後は延滞利子年3.0%(令和2年5月現在)
- (4)連帯保証人:不要

【申込みにあたっての留意点】

- ・同一世帯及び同住所の方、同居している方からの重複した申請はできません。
- ・現在、船橋市に居住し、住民登録をされている方のみ、申請受付が可能です。
- ・提出書類については記入例を参考にご記入ください。
- ・記入する際にフリクションボールペン(消えるボールペン)は使用しないでください。
- ・返送して頂いた申請書類一式に不備があった場合、船橋市社会福祉協議会もしくは千葉県社会福祉協議会よりご連絡させていただきますのでご協力お願い致します。不備についてご連絡が取れない場合、申請を頂いても審査を進められない場合がございますのでご了承下さい。
- ・船橋市社会福祉協議会にて申請を受理し、千葉県社会福祉協議会に書類を送付した上で貸付審査が行われます。申請を受理した時点で貸付の可否が決定するわけではございませんのでご了承下さい。なお、貸付審査にお時間を頂く場合がございます。
- ・電話が大変混み合っておりますので、貸付の可否及び進捗状況についてのお問い合わせはご遠慮ください。
- ・貸付が決定になった場合、貸付金はご指定の口座へお振込みとなります。

【必要書類】

別紙、【コロナ特例貸付 提出時セルフチェックリスト】を参考にご準備ください。

※必要に応じてその他の書類を求める場合があります。

※本申込期限は令和4年9月末日までとなります。ご注意ください。

※現在、窓口にて対面での面談を控えさせて頂いておりますので、ご不明な点等ございましたらお電話にてお問い合わせください。

※償還口座の設定については、貸付決定後、審査元の千葉県社会福祉協議会より口座振替依頼書が届きますので、ご記入、ご捺印頂き返送の手続きをお願い致します。

※償還免除については千葉県社会福祉協議会ホームページにて確認をお願い致します。

<http://www.chibakenshakyō.com>

【問い合わせ先】

社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会 貸付担当

〒273-0005

千葉県船橋市本町 2-7-8 船橋市福祉ビル 3階

TEL 047-431-5877

(平日9:00~12:00/13:00~15:00)